



戸籍・住民記録・パスポート

届け出と証明

届け出

問 市民課 市民係 / 村松支所 市民係

■住民登録に関する届け出

居住関係の証明、選挙人名簿の登録、学校の転入学、国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の資格や給付、印鑑登録と証明など、日常生活と密接な関係があります。

本人確認のため、届出人の本人確認書類の提示してください。

こんなとき	届け出	いつまでに	届出人	必要なもの
五泉市に転入したとき	転入届	住みはじめてから14日以内	本人 世帯主 〔代理人でも可〕	- 届出人の印鑑 - 届け出が代理人の場合は委任状 - 新しい住所が五泉市内の場合は通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード) - 国民健康保険に加入している人は保険証 - 年金手帳 - 転入届をする人は転出証明書 - 上記のほか交付を受けている保険証、受給者証、証明書など ※転出届をする人には転出証明書を交付します。
市内で住所が変わったとき	転居届			
市外に住所を移すとき	転出届	転出する前		
世帯主変更、世帯分離・合併などをしたとき	世帯変更届	変更した日から14日以内		

■戸籍に関する届け出

本人確認のため、届出人の本人確認書類の提示してください。(死亡届を除く)

こんなとき	この届出を	いつまでに	必要なもの
子どもが生まれたとき	出生届	生まれた日から14日以内	- 届書(医師・助産師の証明のあるもの) - 届出人(父または母)の印鑑 - 母子健康手帳
親族や同居人が死亡したとき	死亡届	死亡を知った日から7日以内	- 届書(医師の証明のあるもの) - 届出人の印鑑
結婚するとき	婚姻届	届けた日に効力を生じる	- 届書(証人2人の署名、押印のあるもの) - 届出人(夫、妻)の印鑑 - 戸籍謄本(五泉市に本籍のない人) - 届出により氏名が変更になる場合、通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)
離婚するとき	離婚届		
離婚後も氏を変えたくないとき	離婚の際に称していた氏を称する届	離婚届と同時に離婚後3ヵ月以内	- 届書 - 届出人の印鑑 - 戸籍謄本(五泉市に本籍のない人)

※本人確認書類…免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)、保険証、年金手帳など公的機関が発行したもの

広 告

五泉・村松のハウスクリーニングならおそうじ本舗新潟五泉店

気になる場所から探す

ハウスクリーニングはお掃除のプロにお任せください!
エアコンクリーニングをはじめ、キッチン、浴室やお部屋
まわりなどのお掃除から、お引越し前後、お墓のお掃除まで、
幅広いハウスクリーニングサービスを提供いたします。



エアコン



キッチン



水まわり

ハウスクリーニングと家事代行の全国チェーン

受付時間/8:00~20:00(年中無休:年始を除く)



おそうじ本舗® 新潟五泉店

0120-222-448

おそうじ本舗

検索

www.osoujihonpo.com





こんなとき	この届出を	いつまでに	必要なもの
養子縁組するとき	養子縁組届	届けた日に効力を生じる	・届書(証人2人の署名、押印のあるもの) ・届出人(養親、養子または法定代理人)の印鑑 ・戸籍謄本(五泉市に本籍のない人) ・家庭裁判所の許可証(未成年の子を養子とするとき)
養子離縁するとき	養子離縁届		
本籍地を変更したいとき	転籍届	届けた日に効力を生じる	・届書 ・届出人の印鑑(夫婦の場合は各自の印) ・戸籍謄本(市区町村をまたがって転籍するとき)
婚姻届、離婚届などで本人の意志に基づかない届出がされるおそれがあるとき	不受理申出	届けた日に効力を生じる	・届書 ・届出人の印鑑 ※本人確認できない場合申出することができません。

■戸籍や住民記録などの証明

問 市民課 市民係 / 村松支所 市民係

本人確認のため、請求者の本人確認書類の提示してください。

種類		手数料	備考
戸籍	全部事項証明(謄本)	1通450円	
	個人事項証明(抄本)	1通450円	
	一部事項証明	1通350円	
除籍	全部事項証明(謄本)	1通750円	
	個人事項証明(抄本)	1通750円	
	一部事項証明	1通450円	
改製原戸籍謄本または抄本		1通750円	
届書記載事項証明書		1件350円	
戸籍届受理証明書		1通350円	
戸籍の附票の写し		1通300円	
身分証明書		1通300円	禁治産、準禁治産、破産宣告・成人被後見人の有無についての証明。 本人以外が申請するときは、委任状が必要です。
住民票の写し		1通300円	同一世帯以外の人が請求する場合は、委任状が必要です。 ※5人以上の世帯全員の写しは、1通500円
住民票の記載事項証明書		1通300円	証明に必要な書類が必要です。
転出証明書		無 料	国民健康保険証(加入者)、印鑑登録証または印鑑手帳(登録者)などが必要です。
印鑑登録証明書		1通300円	本人および代理人にかかわらず印鑑登録証または印鑑手帳が必要です。
埋火葬許可証の写し		1通300円	発行済の許可証をなくされた場合に再発行するもの。 請求者は葬儀を行う人、あるいは親族に限ります。

■パスポートの申請・交付

○申請・交付場所

市民課市民係窓口で申請書の受付ならびに交付を行っています。

○申請できる人

- ・五泉市に住民登録のある人
- ・県外の市区町村に住民登録していて学生や単身赴任などで五泉市に居所のある人。
- ・申請方法詳細については問い合わせください。

○パスポート申請に必要な書類など

- ・一般旅券発給申請書(市民課市民係、村松支所市民係にあります。)
- ・戸籍謄本または抄本1通(交付から6か月以内のもの)
- ・写真1枚(6か月以内に撮影、縦45mm×横35mm、顔の寸法頭頂からあごまで34±2mm無帽、正面、無背景)※撮り方が不適当な場合は差し替えてもらうことがあります。
- ・前回取得したパスポート
- ・本人確認書類
1点で確認できる書類…有効期間内のパスポート、運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)など

2点で確認できる書類…保険証、年金手帳など

※条件により必要なものが異なります。詳しくは問い合わせください。

○申請から交付までの期間

約2週間かかりますので余裕をもって申請してください。

○発給手数料

区分	手数料	(内訳)	
		国の収入印紙	県の収入証紙
10年(成人のみ)	16,000円	14,000円	2,000円
5年	12歳以上	11,000円	9,000円
	12歳未満	6,000円	4,000円

※手数料はパスポートの交付時に必要です。

■住民異動に関する手続き

○後期高齢者医療制度→P47

○介護保険サービス→P72

○障害者手帳→P80

○子ども医療費→P87

○児童手当→P88

○学校→P92



印鑑登録

問 市民課 市民係 / 村松支所 市民係

登録したいときは

登録したい印鑑を持って、窓口で手続きしてください。
(登録済の印鑑は登録できません。)

○登録できる人

本人および代理人。ただし、15歳未満の人、禁治産者および成年被後見人は登録できません。

○登録手続き

本人が登録する場合は、登録する印鑑と身分証明書(運転免許証、保険証など)をお持ちください。

代理人の場合は、申請後、本人あてに照会書を郵送します。それに必要事項を記入して申請日から20日以内に、手続きをしてください。

○手数料 300円

※印鑑の材質や大きさなどにより、登録できない場合があります。

印鑑登録証または印鑑手帳を紛失したり不用になったら

印鑑登録廃止届を提出してください。紛失した場合は再発行はできませんので、もう一度登録してください。

○転出するとき

印鑑登録証または印鑑手帳を窓口へ返してください。

証明は郵送でも可能です

問 市民課 市民係 / 村松支所 市民係

郵便請求

住民登録および戸籍に関する証明書を、郵便で請求することができます。手数料(郵便局の定額小為替を利用してください。切手は不可)と返信封筒(あて先を記入し切手を貼ったもの)、本人確認書類(運転免許証の写しなど)を同封し、次の事項を明記して請求してください。

なお、五泉市以外の市区町村の請求用紙を利用しても差し支えありません。

【住民票】

- ・住所と世帯主名
- ・個人か世帯全員かの区別(個人の場合は、必要な人の名前)
- ・世帯主名、続柄、本籍の記載の有無
- ・必要通数
- ・使いみち(できるだけ詳しく)
- ・請求者の住所、氏名、捺印(認印でも可)、電話番号

【戸籍など】

- ・本籍地と筆頭者名
- ・謄本(全員のもの)か抄本(個人のもの)かの区別
- ・筆頭者と請求者の関係
- ・必要通数
- ・使いみち(できるだけ詳しく)
- ・請求者の住所、氏名、捺印(認印でも可)、電話番号

※使用目的や請求内容により請求者に制限があり、発行できない場合があります。請求前に問い合わせください。

土曜窓口サービス

問 市民課 市民係 / 村松支所 市民係

○開設日

毎月第1・第3土曜日:支所

毎月第2・第4土曜日:市役所

○開設時間

午前8時30分～昼12時15分

○サービス内容

戸籍などの証明書、住民票、印鑑登録証明書の交付および印鑑登録

※住所の異動はできません。

外国籍住民の方

問 市民課 市民係 / 村松支所 市民係

平成24年7月9日に外国人登録法は廃止となり、外国籍住民の方の市役所での手続きは、日本人と基本的に同じになりました。

○外国人登録証明書は「在留カード」・「特別永住者証明書」に変わります。

しばらくの間、外国人登録証明書は有効ですが、在留資格区分により切替の手続きが必要です。

○切替の手続き・交付場所

- ・在留資格区分が特別永住者の人
市民課市民係、村松支所市民係
- ・在留資格区分が特別永住者以外の人
東京入国管理局新潟出張所 ☎025-275-4735

マイナンバー通知カード・

マイナンバーカード(個人番号カード)

問 市民課 市民係 / 村松支所 市民係

マイナンバー通知カードの再交付、マイナンバーカード(個人番号カード)の交付に関することを受け付けています。

